

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項 建設業法目次、第二十五条の二十七（見出しを含む。）及び第二十七条の三十七の改正規定並びに同法第四章の三中第二十七条の三十八の次に一条を加える改正規定に限る。）及び附則

第七条の規定 公布の日

第二項 第一条（建設業法別表第一の改正規定に限る。）、第四条（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二十一条第一項の改正規定に限る。）及び附則第三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲において政令で定める日

（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

第三項 第一条の規定による改正後の建設業法（以下「新建設業法」という。）第十一条第一項（新建設業法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、新建設業法第五条第一号から第五号までに掲げる事項の変更であつてこの法律の施行前にあるものについて適用し、この法律の施行前にあつた当該事項の変更については、なお従前の例による。

第四項 新建設業法第十三条（新建設業法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後に提出された書類について適用し、この法律の施行前に提出された書類については、なお従前の例による。

第五項 第三条の規定による改正後の浄化槽法（以下この条において「新浄化槽法」という。）第二十五条第一項の規定は、新浄化槽法第二十二条第一項各号に掲げる事項の変更であつてこの法律の施行前にあるものについて適用し、この法律の施行前にあつた当該事項の変更については、なお従前の例による。

第六項 第三条の規定による改正後の新建設業法第三条第一項の規定は、新建設業法第三条第一項各号に掲げる事項の変更であつてこの法律の施行前にあるものについて適用し、この法律の施行前にあつた当該事項の変更については、なお従前の例による。

第七項 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第八項 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。）

御名 御璽

平成二十六年六月四日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

法律第五十六号

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

附則

第一章 総則

第一項

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等

（第十二条 第十三条）

第二節 多様な入札及び契約の方法（第十四条 第二十条）

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等（第十一条 第二十四条）

第四節

第五節

第六節

第七節

第八節

第九節

第十節

第十一節

第十二節

第十三節

第十四節

第十五節

第十六節

第十七節

第十八節

第十九節

第二十節

第二十一節

第二十二節

第二十三節

第二十四節

第二十五節

第二十六節

第二十七節

第二十八節

第二十九節

第三十節

第三十一節

第三十二節

第三十三節

第三十四節

第三十五節

第三十六節

第三十七節

第三十八節

第三十九節

第四十節

第四十一節

第四十二節

第四十三節

第四十四節

第四十五節

第四十六節

第四十七節

第四十八節

第四十九節

第五十節

第五十一節

第五十二節

第五十三節

第五十四節

第五十五節

第五十六節

第五十七節

第五十八節

第五十九節

第六十節

第六十一節

第六十二節

第六十三節

第六十四節

第六十五節

第六十六節

第六十七節

第六十八節

第六十九節

第七十節

第七十一節

第七十二節

第七十三節

第七十四節

第七十五節

第七十六節

第七十七節

第七十八節

第七十九節

第八十節

第八十一節

第八十二節

第八十三節

第八十四節

第八十五節

第八十六節

第八十七節

第八十八節

第八十九節

第九十節

第九十一節

第九十二節

第九十三節

第九十四節

第九十五節

第九十六節

第九十七節

第九十八節

第九十九節

第一百節

第一百一節

第一百二節

第一百三節

第一百四節

第一百五節

第一百六節

第一百七節

第一百八節

第一百九節

第一百十節

第一百十一節

第一百十二節

第一百十三節

第一百十四節

第一百十五節

第一百十六節

第一百十七節

第一百十八節

第一百十九節

第一百二十節

第一百二十一節

第一百二十二節

第一百二十三節

第一百二十四節

第一百二十五節

第一百二十六節

第一百二十七節

第一百二十八節

第一百二十九節

第一百三十節

第一百三十一節

第一百三十二節

第一百三十三節

第一百三十四節

第一百三十五節

第一百三十六節

第一百三十七節

第一百三十八節

第一百三十九節

第一百四十節

第一百四十一節

第一百四十二節

第一百四十三節

第一百四十四節

第一百四十五節

第一百四十六節

第一百四十七節

第一百四十八節

第一百四十九節

第一百五十節

第一百五十一節

第一百五十二節

第一百五十三節

第一百五十四節

第一百五十五節

第一百五十六節

第一百五十七節

第一百五十八節

第一百五十九節

第一百六十節

第一百六十一節

第一百六十二節

第一百六十三節

第一百六十四節

第一百六十五節

第一百六十六節

第一百六十七節

第一百六十八節

第一百六十九節

第一百七十節

第一百七十一節

第一百七十二節

第一百七十三節

第一百七十四節

第一百七十五節

第一百七十六節

第一百七十七節

第一百七十八節

第一百七十九節

第一百八十節

第一百八十一節

第一百八十二節

第一百八十三節

第一百八十四節

第一百八十五節

第一百八十六節

第一百八十七節

第一百八十八節

第一百八十九節

第一百九十節

第一百九十一節

第一百九十二節

第一百九十三節

第一百九十四節

第一百九十五節

第一百九十六節

第一百九十七節

第一百九十八節

第一百九十九節

第一百二十節

第三条第一項及び第二項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第七項中「当たつては、公共工事に関する調査」の下に「(点検及び診断を含む。以下同じ。)」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「踏まえ」の下に「公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「当たつては」の下に「公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み」を「請負契約」の下に「(下請契約を含む。)」を加え、「締結し」を「適正な額の請負代金で締結し、その請負代金ができる限り速やかに支払う等」に改め、「履行する」の下に「とともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善される」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項中「競争に付された」を削り、同項を同条第九項とし、同条第四項中並びに適正な」を「、その請負代金の額によっては、公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正化」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。

7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

第三条第二項の次に次の二項を加える。

3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実

情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

第五条中「国との連携を図りつつ」を削る。

第十五条第三項中「育成」の下に「及びその活用の促進」を「備えた者」の下に「適切な評価及び」を「協力」の下に「、発注者間の連携体制等の整備」を加え同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念にのっとり、発注関係事務を適切に実施しなければならない。

第十五条を第二十一条とする。

第十四条前段中「発注者は」の下に「前条第一項の場合を除くほか」を加え、同条を第十九条とし、同条の次に次の二条及び略名を加える。

(地域における社会資本の維持管理に資する方程式)

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の事情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式

二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式

三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができる」ととする方式

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等

第十三条第二項中「前条第四項ただし書」を「第十五条第五項ただし書」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができます。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聞くとともに、当該審査に関する専門者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。

この場合においては、第五十五条第五項ただし書きの規定を準用する。

第十二条の見出し中「技術提案」の下に「を求める方式」を加え、同条第一項中〔競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。〕を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項前段中〔発注者は〕の下に〔競争に付された公共工事につき〕を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。

第十二条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多數あると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不适当に阻害されることのないよう配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から該札者を決定することができる。

第十一条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者(競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。)について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、

災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価する等の努力なければならない。

第二節 多様な入札及び契約の方法
(多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択)

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

第十条を第十一條とし、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第三章 多様な入札及び契約の方法等

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等

第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条中「実施するとともに、そのためには必要な技術的能力の向上」を「実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公共工事の受注者(受注者となるうとする者)を含む)は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第七条を第八条とし、同条の次に次の章名をする。

第一章 基本方針等

第六条第一項中「公共工事の発注者(以下「注者」といふ。)」を「発注者」に、「その発注に係る」を「現在及び将来の」に改め、「確保されるとう」の下に「公共工事の品質確保の担当手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ」を、「とう」の下に「次に定めるところによる等」を加え、同項に次の各号を加える。

1 公共工事を施工する者が、公共工事の品質書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

